

県民税配当割

2 県税のあらまし

上場法人等から受け取る上場株式等の配当や特定公社債（国債・地方債・上場公社債・公募公社債など）の利子、公募公社債投資信託の収益の分配等について、支払いの際に課税されるもので、所得税（国税）と一緒に、配当等の支払いをする上場法人などを通じて納めます。



納める人

県内に住所があり、一定の配当などの支払いを受ける人が、配当などの支払いをする株式会社などを通じて納めます。



納める額

$$\text{税額} = \text{一定の上場株式等の配当などの額} \times 5\%$$



申告と納税

上場法人等が特定配当等から税額を差引き、毎月分をまとめて翌月の10日までに申告し、納税します。ただし、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）にかかる配当等については翌年の1月10日までに申告し、納税します。



非課税

次の配当等には課税されません。

| 区 分 | | 非課税限度額 |
|------|------------------|---------|
| 障害者等 | 少額公債非課税制度(特別マル優) | 元本350万円 |

- 1 障害者等とは、身体障害者、寡婦年金受給者などをいいます。
- 2 表以外にも、少額投資非課税制度（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）における非課税口座又は未成年者口座内での配当等は非課税となります。



市町村への交付

県に納められた県民税配当割から、事務費を控除した額の5分の3に相当する金額が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

2 県税のあらまし

証券会社等から受け取る上場株式等の譲渡益について、支払いの際に課税されるもので、所得税（国税）と一緒に、上場株式等の譲渡益の支払いをする証券会社などを通じて納めます。

なお、県民税配当割と同じく、上場株式等の譲渡益についても、少額投資非課税制度（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA）の対象となります。



納める人

県内に住所があり、源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得などの支払いを受ける人が源泉徴収選択口座を開設した証券会社等を通じて納めます。



納める額

$$\text{税額} = \text{源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得などの額} \times 5\%$$



申告と納税

証券会社等が源泉徴収選択口座内の年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納税します。



市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割から、事務費を控除した額の5分の3に相当する金額が市町村の個人県民税の額に応じて市町村に交付されます。